

(様式 5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	4-1	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	4-1	許認可等の内容	営業の登録（毒物劇物製造業等）	
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号） （登録基準）						
第五条 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条第一項の登録をしてはならない。						
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号） （製造所等の設備）						
第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。						
一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。						
イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。						
ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。						
二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。						
イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。						
ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。						
ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。						
ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。						
ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けて						
三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。						
四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。						
2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。						